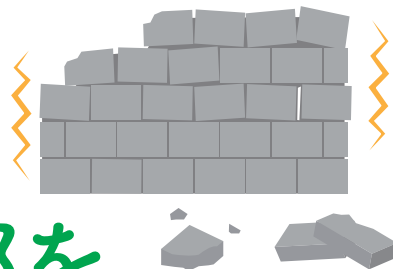


ブロック塀の 撤去費用の一部を 補助します!



危ない
ブロック塀
がないか、確認
しましょう!

【防災・安全社会資本整備交付金】

補助金の額

1敷地につき、ブロック塀などの撤去工事の経費の2/3に相当する額(1,000円未満切り捨て)または160,000円のいずれか低い額

※ブロック塀などの撤去工事の経費は、総延長に、1mあたり8万円を乗じた額を上限とします。

※事業所得者が申請するとき、確定申告の際にブロック塀などの撤去費用を経費にする場合は、消費税分を減額いただきます。

対象者

- ①同一敷地でこの補助金の交付を受けていないこと
- ②申請者および同一世帯員において市税などの滞納がないこと
- ③申請者および同一世帯員において暴力団もしくは暴力団関係団体、または暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと

対象のブロック塀など

ブロック塀などが嘉麻市耐震改修促進計画に定める避難路に面し、高さが1m以上であるもの(全部または一部の撤去)

- ①職員による診断結果で40点未満になるもの
- ②診断後に補助申請を行い補助金の交付決定後に着工できる工事であること
- ③令和9年2月末までに完了届(実績報告書)が提出できること
- ④その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの
※当該ブロック塀などを一部撤去する工事は、次の⑤⑥⑦のいずれも満たすこと
- ⑤工事後の診断結果で70点以上となるもの
- ⑥工事後の高さが1.2m以下となるもの
- ⑦建築基準法第42条に規定する道路内に存しないもの
- ⑧他の制度と補助申請が重複しないこと

事前協議から申請まで



事前協議・申請の受付

■事前協議・申請の受付

事前協議は随時受付をします。

※診断結果後、事業予算額に達し次第締切

※申請状況によっては10月初旬までに申請をお願いします。

■事前協議・申請受付先・問い合わせ先

土木課 土木管理係 ☎42-7043

8:30~17:00

(土・日曜・祝日および年末年始を除く)